

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務 ○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療・育成医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務 ○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p> <p>上記に係る申請及び支給決定等に関する事務に当たり特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	GPRIME(身体障害者手帳交付、療育手帳交付、障害者総合支援、障害児通所支援、補装具費、更生医療、育成医療、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)、旭川市保健福祉情報システム(移動支援・日中一時支援、身障日常生活用具)、中間サーバーコネクタ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、育成医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号表別表 8、9、20、21、50、51、66、67、117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、8条、11条、12条、24条の5、25条、37条、38条、60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1、2、6、13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表:11、13、14、15、16、18、19、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、113、124、125、141、144、146、155及び158の項 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表:14、15、16、37、75、91、92、93、119、144、145及び146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課 情報公開・個人情報担当 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(例:住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。)	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、eラーニングによる情報連携に向けた研修を実施している。未受講者に対しては、定期的に受講のお知らせが届き、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－1－② 事務の概要	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、身体障害者手帳の交付、自立支援医療の給付、障害福祉サービス、各種手当の支給等に関する事務	○身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳の交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援、日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務 ○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障害児通所支援の措置に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務		
平成29年3月31日	I－1－③ システムの名称	更生指導台帳システム、障害福祉サービスシステム、重度障害者手当システム、補装具システム、更生医療システム、移動・日中一時支援システム、日常生活用具システム 中間サーバコネクタ 中間サーバ	更生指導台帳システム、障害福祉サービス等支給決定等システム、補装具システム、更生医療システム、移動支援・日中一時支援システム、日常生活用具システム、障害福祉サービス・障害児通所支援措置システム、特別児童扶養手当システム、重度障害者手当システム 中間サーバコネクタ 中間サーバ		
平成29年3月31日	I－2. 特定個人情報ファイル名	更生指導台帳ファイル、障害福祉サービスファイル、重度障害者手当ファイル、補装具ファイル、更生医療ファイル、移動・日中一時支援ファイル、日常生活用具ファイル	更生指導台帳ファイル、障害福祉サービス等支給決定等ファイル、補装具ファイル、更生医療システム、移動支援・日中一時支援ファイル、日常生活用具ファイル、障害福祉サービス・障害児通所支援措置ファイル、特別児童扶養手当ファイル、重度障害者手当ファイル		
平成29年3月31日	I－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8, 11, 12, 25, 37, 38, 60条	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 11条, 12条, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－4－②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 16, 26, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 87, 106, 109, 110, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12, 19, 20, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 42, 44, 53条 ※第109, 110, 116項は、現時点では主務省令に規定なし (情報照会の根拠) 番号法別表第2 10, 11, 12, 14, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9, 10, 11, 14, 27, 37, 38, 55条 ※12, 68, 69, 85, 109, 110の項は、現時点では主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8, 10, 11, 14, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 9条, 10条, 11条, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 55条, 55条の2 ※68, 69, 85, 110の項は、現時点では主務省令に規定なし		
令和1年6月26日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8, 10, 11, 14, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2 87, 106, 108, 116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 9条, 10条, 11条, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 55条, 55条の2 ※68, 69, 85, 110の項は、現時点では主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 110, 116及び119(※1)の項 ※1:改正法施行後は120項となる。 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2及び59条の3 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3 ※2:番号法別表第2 69の項は、現時点では主務省令に規定なし。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－5－②（所属長→）所属長の役職名	障害福祉課長 高桑 和寿	障害福祉課長		
令和1年6月26日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 (第2庁舎1階) 電話番号 0166-25-6476	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 (第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476		
令和1年6月26日	II－1. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		
令和1年6月26日	II－2. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		
	I－4－② 法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 110, 116及び119(※1)の項</p> <p>※1:改正法施行後は120項となる。</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2及び59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3</p> <p>※2: 番号法別表第2 69の項は、現時点で主務省令に規定なし。</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 110, 116及び120の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2の2及び59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3</p> <p>※2: 番号法別表第2 69の項は、現時点で主務省令に規定なし。</p>		
	II－1. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		
	II－2. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I－1－② 事務の概要	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害</p> <p>　　福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援), 補装具, 自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)</p> <p>　　日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児</p> <p>　　通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p>	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害</p> <p>　　福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援), 補装具, 自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)</p> <p>　　日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障害児</p> <p>　　通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及びその他の重度障害者手当の支給等に関する事務</p>		
令和4年3月31日	I－1－③ システムの名称	更生指導台帳, 障害福祉サービス等支給決定等, 補装具, 更生医療, 移動支援・日中一時支援, 日常生活用具, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置, 特別児童扶養手当及び重度障害者手当システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ	更生指導台帳, 障害福祉サービス等支給決定等, 補装具, 更生医療, 移動支援・日中一時支援, 日常生活用具, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置, 特別児童扶養手当, 重度障害者手当及び療育手帳システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ		
令和4年3月31日	I－2. 特定個人情報ファイル名	更生指導台帳, 障害福祉サービス等支給決定等, 補装具, 更生医療, 移動支援・日中一時支援, 日常生活用具, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置, 特別児童扶養手当及び重度障害者手当ファイル	更生指導台帳, 障害福祉サービス等支給決定等, 補装具, 更生医療, 移動支援・日中一時支援, 日常生活用具, 障害福祉サービス・障害児通所支援措置, 特別児童扶養手当, 重度障害者手当及び療育手帳ファイル		
令和4年3月31日	I－3 法令上の根拠	番号法別表第1 8, 11, 12, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 11条, 12条, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項	番号法別表第1 7, 8, 11, 12, 33の3, 34, 46, 47, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条, 8条, 11条, 12条, 24条の5, 25条, 37条, 38条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項		
令和4年3月31日	II－1. いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	II-2. いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点		
令和7年12月1日	I-1-③ 事務の概要	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害 　福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相 　談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療)及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支 　援日常生活用具)に係る支給決定等に関する事務</p> <p>○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障 　害児 　　通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基 　　づく特別児童扶養手当及びその他の重度障 　　害者 　　手当の支給等に関する事務</p> <p>上記に係る申請及び支給決定等に関する事務に当たり特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>○身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務</p> <p>○北海道療育手帳事務取扱要領に基づく療育手帳の交付等に関する事務</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害 　福祉サービス等(障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相 　談支援)、補装具、自立支援医療(更生医療・ 育成医療)及び地域生活支援事業(移動支援・ 日中 　一時支援日常生活用具)に係る支給決定等に 　　る事務</p> <p>○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び障 　害児 　　通所支援の措置に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基 　　づく特別児童扶養手当及びその他の重度障 　　害者 　　手当の支給等に関する事務</p> <p>上記に係る申請及び支給決定等に関する事務に当たり特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
令和7年12月1日	I-1-③ システム名称	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ	GPRIME(身体障害者手帳交付、療育手帳交付、障害者総合支援、障害児通所支援、補装具費、更生医療、育成医療、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)、旭川市保健福祉情報システム(移動支援・日中一時支援、身障日常生活用具)、中間サーバコネクタ、中間サーバー	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴うシステム更改
令和7年12月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、移動支援・日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳ファイル	更生指導台帳、障害福祉サービス等支給決定等、補装具、更生医療、育成医療、移動支援・ 日中一時支援、日常生活用具、障害福祉サービス・障害児通所支援措置、特別児童扶養手当、重度障害者手当及び療育手帳ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第1 7, 8, 11, 12, 33の3, 34, 46, 47, 84の項番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条, 8条, 11条, 12条, 24条の5, 25条, 37条, 38条, 60条旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1, 2, 6, 13の項	番号表別表 8, 9, 20, 21, 50, 51, 66, 67, 117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、8条、11条、12条、24条の5、25条、37条、38条、60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1、2、6、13の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2:8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 28, 31, 53, 54, 55, 56の2, 57, 79, 85の2, 87, 106, 108, 110, 116及び120の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第7条, 8条, 9条, 10条, 10条の2, 11条, 11条の2, 12条, 13条の2, 14条, 19条, 20条, 21条, 22条, 27条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 43条の4, 44条, 53条, 55条, 55条の3, 59条の2の2及び59条の3(情報照会の根拠) ○番号法別表第2:10, 11, 12, 20, 53, 66, 67, 68, 69(※2), 85, 108, 109及び110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: 第9条, 10条, 10条の2, 14条, 27条, 37条, 38条, 38条の2, 43条の3の2, 55条, 55条の2及び55条の3 ※2: 番号法別表第2 69の項は、現時点で主務省令に規定なし。	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表:11、13、14、15、16、18、19、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、113、124、125、141、144、146、155及び158の項 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表:14、15、16、37、75、91、92、93、119、144、145及び146の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I-7 請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課 情報公開・個人情報担当 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	新庁舎移転に伴う変更 機構改革に伴う変更
令和7年12月1日	I-8 連絡先	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476	事後	新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	軽微な修正(特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	[十分である]	事前	様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV-8 判断の根拠	(新設)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(例:住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。)	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[9)従業者に対する教育・啓発]	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(新設)	[十分である]	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	IV-11 判断の根拠	(新設)	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、eラーニングによる情報連携に向けた研修を実施している。未受講者に対しては、定期的に受講のお知らせが届き、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正